

周防大島町告示第1号

平成19年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成19年1月22日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成19年1月29日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君

土手 正喜君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

伊藤 秀行君

魚谷 洋一君

黒田 壇豊君

魚原 満晴君

木村 潔君

平川 敏郎君

小田 貞利君

久保 雅己君

伊東 梅芳君

平野 和生君

浜戸 信充君

神岡 光人君

平村 真成君

松井 岑雄君

広田 清晴君

富田 安英君

中本 博明君

田中隆太郎君

尾元 武君

新山 玄雄君

応招しなかった議員

田村 三郎君

平成19年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成19年1月29日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成19年1月29日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第5 議案第2号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第6 議案第3号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第4号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第5号 周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事(建築工事)の請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第5 議案第2号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第6 議案第3号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第4号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第5号 周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事(建築工事)の請負変更契約の締結について

出席議員(24名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 安本 貞敏君 | 2番 伊東 梅芳君 |
| 3番 土手 正喜君 | 4番 平野 和生君 |
| 5番 荒川 政義君 | 6番 浜戸 信充君 |
| 7番 杉山 藤雄君 | 8番 神岡 光人君 |

10番 伊藤 秀行君	12番 平村 真成君
13番 魚谷 洋一君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員（1名）

9番 田村 三郎君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
総務部長	村田 雅典君	総務課長	吉田 芳春君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） ただいまから平成19年第1回周防大島町議会臨時会を開会します。

田村三郎議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時委員会の署名議員は会議規則第120条の規定により、18番、富田安英議員、19番、木村潔議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3．議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成19年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、早朝から御参集を賜りまことにありがたく厚くお礼を申し上げます。

それでは本日提案をしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本臨時会に提案しております案件は、過疎計画の変更に関するもの1件、補正予算に関するもの3件、工事請負変更契約の締結に関するもの1件であります。

議案第1号は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてであります。

本計画の事業内容に、新たに事業を追加をし計画変更をするものであります。

議案第2号は、平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ191万4,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ162億462万1,000円とするものであります。

議案第3号は、平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ280万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ11億8万4,000円とするものであります。

議案第4号は、平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115万円を追加をし、歳入歳出の総

額をそれぞれ4億8,605万2,000円とするものであります。

議案第5号は、周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負変更契約の締結についてであります。

この工事は、井森工業・白木産業特定建設工事共同企業体と契約をし工事を進めておりますが、このたび施工方法の変更により原契約を増額し、工事請負契約変更を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、概要につきまして説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

日程第4．議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第4、議案第1号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第1号の補足説明を申し上げます。

周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてございまして、本案は周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更に当たりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項に基づく本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容につきましては、単県農山漁村整備事業によりまして、安下庄漁港の漁港施設の護岸のかさ上げを行うとするものでございます。

平成19年度以降の事業として、計画変更の予定をいたしておりましたが、平成18年度事業で、実施が可能ということが見えてまいりましたので、補正予算とあわせて、計画変更の提案をさしていただいているものでございます。

具体的に申し上げますと、平成16年度9月の台風で、非常に大きな被害を受けた県道大島環状線の沖側にあります護岸が、当初の計画、要するに設計施工したときよりもずっと沈下をいたしておりまして、その背後にあります民家あたりが、非常に大きな被害、床上浸水というような大きな被害を受けた場所でもございまして、災害復旧事業で取り組もうということで予定をしましたが、護岸の沈下ということで、なかなか災害復旧の対象になりにくいということで、この単県農山漁村整備事業によって、かさ上げを予定をいたしておりました。

なかなか単県事業でございまして、予算の採択が難しかったわけでもございますが、18年度事業の、今、施工しております残事業とあわせて、若干の補正がとれるという見込みが立ちまし

たので、今回、補正予算とあわせまして、過疎計画の変更をお願いしようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、今、補足説明の中で、助役の方は、いわゆる災害でやっていこうというふうに考えとったが、実際的には若干の補正という格好で単県で行くんだということであります。

だけど実際的にはこの要望実施時期等は、旧町時代から出とったものなのか、旧町時代。いわゆる旧橋町時代から出とったのか。その時点から既に実際的には、地盤沈下という状況が起こっておったのか。それとも、実際にその程度から起こっておったのなら、基本的には当初から、基本的には過疎計の方に基本的には上がとかんにゃいけん課題ではなかったのかという側面もあるわけです。

ほいじゃがそれが実際的に明らかになったのが、いわゆるさきの災害で、いや災害と言いますか、そういう中で明らかになったのが非常に不明確なんです。

当初から、実際にあったのなら、旧町時代からの引き継ぎなら、当初から上がとつても、不思議のない事案ではなからうかというふうに思うので、若干ちょっと補足説明を受けたいと言うふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 護岸が若干沈下しているわけでございます。大きいところで30センチから40センチの沈下が見られておるわけでございます。

合併前からそういうことが起こっておったのではないかという御指摘でございますが、確かに今、測量してみますと、40センチも大きく下がっておるんですが、当然その40センチというのは台風で下がったというふうには思いません。だから数年かかって、50年代に施工した事業でございますので、それからずっと下がってきたというふうに思われます。

地元の方々からすれば、もう目に見えて下がっておるというふうな御指摘はあったと思います。ただ16年の9月の台風で、非常に大きな被害を受けて、地域の方々もやはりあれは下がっておる。それで何とか台風の災害復旧としてから全体を上げてほしいという御要望が出たわけでございます。

そこで、台風の災害復旧ということのとれないかということで、担当課でも取り組みましたが、沈下というようなことと、実際、台風の被害としてから下がったということの因果関係がはっきりしないということからして、単県事業でのかさ上げに取り組むというふうになったわけござ

いまして、いつから下がったかと言われれば、それは相当数年前からだと思いますが、実際に被害が出たのが平成16年の9月の台風でございますので、これの過疎計の計上ということになりますと、今という時期になったというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、住民の安全を守るという大前提から言えば、当然必要な工事はしていかなければならないというふうに考えております。

そこで、これは今、助役の方が説明したように、この補正の中にも入ってくるという可能性の事案だろうというふうに思いますが、実際的にはそれでは根元はどうかという問題もあるというふうに思います。

と言いますのは、海に面する部分については、いわゆる上だけが行くってもんじゃないし、下部分がかかり行くわけです。浸食といいますか、そういう中で地盤が起こるわけです。

そこでかさ上げ、例えば後から担当課の方から説明を受けたいと思いますが、何センチかさ上げにするとしても、基本的には浸食部分があると思うんですよ。それ抜きには考えられんというふうに思うんですが、実際的にはどうなのかと。浸食が全然見られず、いわゆる一定のかさ上げだけで十分だという判断とすれば、大体、例えば何センチかさ上げですと行くという格好になるんか。浸食は全くないという考え方なのか。やっぱり一たんやる以上は、やっぱりきちとした調査に基づきやらんにゃいけんというふうに思うんで、その辺の報告を再度受けたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 復旧方法の工法と申しますか、構造の御質問でございますが、浸食というのは、現在の護岸が、全面に中詰石がありまして、その前に異形ブロックを設置しております。したがって浸食という問題はございませんで、越波がここの被害の状況で、主な状況でございます。

基本的には、全面に離岸堤ということで、海岸保全事業ということで要望が出ておりまして、計画もしてはありますが、早期の解決にはならないということで、先ほど助役が申しあげましたように、かさ上げということで、この単県事業で取り組もうというものでございます。

復旧方法といたしましては、現在では、50センチのかさ上げを検討しております。

現在の帽岩にそのまま50センチ上げるというのでは、幅が足りませんので、背後約20センチ、道路までを巻きつけるという形でございます。

50センチのかさ上げ、背後に幅といたしまして20センチをつけるという工法でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に質疑3回目ですが、この案件に見られますように、例

えば、周防大島町の中には、漁港区域かなりあります。その中で、一定の実際的には手を加えれば、大きな災害に至らないという部分はかなりあるというところもかなりあるというところも明らかにして、私の質疑の方は終わりたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、地盤沈下が直接の原因かどうかわからんという話でしたが、実際に地盤沈下が起きているわけです。

これは50年代にできたもんが、30年以上たってるわけですが、40センチ、50センチ下がったというのは、これはいわゆる許容範囲で、自然にそういうふうにはこれは認める……、どういふふうに言うたらいいんですか、いわゆる工事が手を抜かれとったんじゃないかというふうにかえられるようにとられませんか。もう法律的には許容範囲なんですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 離岸堤の設置につきましては、この工事そのものにつきましては、安定計算ということで、構造計算いたします。ただ、異形ブロックのような単体のものを重ねる場合には、安定計算というのができないものになっております。

したがいまして、地盤沈下というのは、ある程度は予測されますけれども、幾らぐらい沈下するというのが計算上できないことになっておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

したがいまして、沈下してブロックの、ブロック1個の幾らまでを沈下した場合には災害にとれるという基準はございますが、ある程度の沈下というふうな予測不可能ということで、当初からは設計上はできないことになっております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第1号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、議案第2号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第2号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、補正予算議案書1ページのとおり、第1条において既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ191万4,000円を追加し、予算の総額を162億462万1,000円とするとともに、第2条におきまして、地方債の変更の補正を行うものでありますが、その内容について、事項別明細書により御説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。

まず歳入につきましては、13款国庫支出金におきまして、追加割当内示により海岸保全施設整備事業補助金を600万円追加いたしました。

14款の県支出金では、海岸保全施設整備事業補助金204万円、単県農山漁村整備事業補助金225万円を追加するとともに、港整備交付金事業補助金を1,600万円減額するものであります。

17款の繰入金には財政調整基金を712万4,000円取り崩し、財源調整を行うものであります。

20款の町債は、海岸保全施設整備事業、港整備事業交付金事業、漁港施設災害復旧事業へ充当予定の各町債の調整であります。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、5款農林水産業費3項水産業費3目漁港管理費では、工事請負費25万円を追加し、浮島漁港浮き桟橋の連絡橋を補修するものであります。

4目の漁港建設費の広域水産物供給基盤整備事業は、節の組み替えによる事業調整であります。港整備交付金事業は、入札減によりまして、1,957万8,000円を減額するものであります。

単県農山漁村整備事業は、追加交付内示により、先ほど議案第1号で過疎地域自立促進計画の変更をお諮りいたしました安下庄地区を実施するものであります。

5目の海岸保全事業は、補助金追加割当内示により、和田地区の事業費を増額し、追加実施しようとするものであります。

12ページをお願いいたします。

10款の災害復旧費は、今年の台風により被災いたしました安下庄漁港原地区及び白木漁港、

本浦護岸の復旧について、単独災害復旧事業債を充当しての施工が認められましたので、これを補正し、早期復旧に努めるものであります。

12款の諸支出金は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計への繰り出し金をそれぞれ追加するものであります。

以上が、議案第2号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

何とぞ慎重審議をいただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1点は、今回、一般財源の補充とありますが、いう格好の中で712万4,000円の取り崩しということになつるといふふうに思います。

私は今までずっと補正ごとに言ってきたんですが、いわゆるその時々の方々の事業の進捗において、いわゆる一般的に言えば、既に整理ついて、余剰分とありますが、その部分が出てくるわけなんですね。

例えば事業実施が行われて、契約が済んで、実際的には精算見通しがつくと、当然補正という手段を講じて、いわゆる行うわけなんです。

そういう中で私は今までも言ってきたんですが、実際的にきちっと補正をすれば、補正とありますが、今回、基金の取り崩しに頼らなくてもできるんじゃないかと。それは今まで一例として言ってきたのが、例えば、きょうテーブルの方に届けられております庁舎の調査費にかかわる分です。

これも既に昨年、実際的に事業実施がされて、実際的には今、配布されてるわけなんです。そうすると実際的にはその残部分というのは、当然、補正の段階で、きちっとできるんじゃないかということなんです。

その点でどうなのかという角度から、実際、聞いてみたいというふうに思います。執行部の見解を問います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） ただいまの御質問の、事業等が完了したものとかが、そういったものについては、補正のたびに余剰金があれば、減額補正なりして、財源を調整すべきではないかというような御意見だろうと思っておりますけど、例えば、例にいただいた今の庁舎事業等々、これにつきましても、この事業につきましても、合併補助金等を充当して行っておる事業でございます。

ですから、仮に余剰金とありますが、補正で減額しても同じように財源として、ほかの歳入も落ちてくるといったようなことございます。

したがいまして、今回、特に、臨時議会でございますから、緊急を要する補正予算ということで、計上をさしていただいております。

ですから、基本的にはそういった精算といいますが、財源の調整については、それぞれの定例会、特に3月で調整したいというふうに考えております。

したがいまして、今回については、財政調整基金の取り崩しで対応したという考えでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の18年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思いますが、実際的に今、予算編成の時期であります。

執行部等においては、いわゆる一般財源が非常に厳しいという中で、例えば予算を組む段階から、いわゆる5%カットしたものを出しなさいとか、二次においては、それ以上縮小しなければ予算がないんだ。またもう一方では、今ある財政調整基金は2年間で破綻するんだというような中で、予算編成がされているやに聞きます。

例えば、私たちは議員ですから、その時々予算、いわゆる事業の進捗と、実際の今の予算状況を推計するしかありません。

しかしその時々きちっと、例えば確かに今回の議会は臨時議会であります。臨時議会でありますが、できるだけその時々予算、今の財政状況をつかむのは、担当課であり、助役、町長の立場であります。

ですから私は、できるだけ議員であっても、その時々予算状況、今一体どの程度、実際的に余剰分があるのかという点は推測するしかありません。

結果として、年度末にいわゆる基金に充当すれば一緒のようなものであります。年度末に基金に振り込めば一緒のようなものになりますが、議員からすれば、実際的にはその時々をつかむというのが一つの大きな仕事ではあります。

ですから、その時々、例えば、今回補正に出されておるような例えば災害対策にかかわる部分、バッテリー順はやはり問題があるかもわかりませんが、できるだけ、その時々住民の安全にかかわる部分とかいう部分は否定はしませんが、議員の立場からすれば、その時々財政状況をつかむという立場からすれば、できるだけその時々補正予算を真摯に出していただきたいと言いますか、そういう立場から討論としておきたいというふうに思います。以上であります。

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第2号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第3号

日程第7．議案第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、議案第3号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第7、議案第4号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）までの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それでは議案第3号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第4号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、補足説明を行います。

補正予算議案つづりの13ページをお願いいたします。

まず議案第4号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に280万円を追加し、予算の総額を11億8万4,000円とするものでございます。

19ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一般会計から280万円を繰り入れての財源調整でございます。

続きまして20ページをお願いいたしまして、歳出になりますが、1款簡易水道費2項事業費1目維持管理費において、昨年末12月29日から本年1月10日の間に発生いたしました漏水事故、このことに対応するための修繕費といたしまして及び原材料費といたしまして、合計280万円を追加計上いたしております。

次に、議案第4号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

21ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に115万円を追加し、予算の総額を4億8,605万2,000円とするものでございます。

27ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一般会計から115万円の繰り入れを受けての財源調整でございます。

28ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款公共下水費2項事業費において、片添浄化センターの曝気装置の故障に伴う修繕費115万円を計上いたしました。

以上が、議案第3号及び議案第4号特別会計補正予算の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第3号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありますか。広田議員。議員（16番 広田 清晴君） 今、補足説明を聞いとりますと、場所の特定をお願いしたいと。まず一つは場所。場所を特定したいというふうに思いますが、漏水事故対象ということになれば、漏水事故は既に修繕されてるもんじゃないかと思われるんですが、ちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

実際的に、漏水事故ならその場対応ということになるかと思いますが、ちょっとあわせて2件ほど聞いちょきたいと。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいま2点御質問ございましたが、まず場所についてという第1点目の御質問でございますが、4件ございまして、1件が昨年12月29日未明に発生いたしましたJAの本所前の国道において、29日の未明に漏水と申しますか、深夜1時過ぎでございますが、漏水が発生いたしまして、これが1カ所。

そして、元旦に安下庄地区でもって発生したのも。そして1月9日、これも久賀地域ですが、中瀬田地域で発生したのも。またその翌日の1月10日に小松地区で発生したのも。以上、4件が発生したわけです。

2点目の御質問でございますが、議員さん御指摘のとおり、修理は完了しております。この修理につきましては、12月定例会において、修理費について補正をいただいたところでございますが、その補正予算において、修理する予定であったところの経費を、言い方はちょっと、こういった言い方はどうかと思いますが、先食いと申しますか、その予算の範囲内で対応しておるといふ状況でございます。

したがって、12月補正いただいた工事ができてないというのが現状でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に工事すべきところが、予定工事箇所が工事ができず、実際的に緊急処置的なところが新たに発生した。これは今、聞いちよる範囲で再質問しよるから、ちょっと誤解があったらいけんのですが、急遽いわゆる漏水が発生したところをすぐ工事をしなければ、漏水はできないから、その分、12月補正分を先食いしたんだというのが今の答弁だったというふうに思いますが、実際的には、維持管理費を増額しなければ、本来12月のいわゆるやろうとしちよった工事の部分ができないと。これ間違うちよたらまた答弁をお願いしたいというふうに思うんですが、実際的には緊急部門の工事をしたために、12月補正の予定部分ができなかったのか、それとも実際、全体のいわゆる全体の維持補修費が少ないために、いわゆるだったのかはちょっと非常にわかりにくいというふうに思います。

と言いますのが、実際的に補正予算を組むときに、一定のいわゆる雄図を持ってなけりゃ対応できないという場合は多々あるんです。実際的に、工事です。実際的には。

そういう中での起こったのか、ちょっと非常にわかりにくいんで、きちっと答弁お願いしちよきたいというふうに思います。

それとあわして、今、いわゆる県道沿い埋め立て、ずっと埋め込み事業やって4町が合併して、実際的に私もわからんのですが、老朽化の問題、いわゆる管路の老朽化の問題、一体どうなちよるのか。若干、今ある資料の中で、例えば、どんどん老朽化していく中で、実際的には管路そのものがもう工事をせんにやいけんちゆう時代、ときなのかどうなのかも含めて、この際、ちょっと答弁を求めておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） まず1点目の修繕費についての額の件でございますが、当然、年間通しての修理というのは当然 2点目とも関連いたしますが 管の老朽化に伴い、ある程度の維持管理と申しますか、修繕と申しますか、必要になってくるのはある程度予測はしておりますが、しかしながら、こればかりは幾らあれば十分であるとか、幾らで足りるという予測が非常に見極めにくいのが現状でございます。

したがいましてある程度、例年の、例年と申しますか、毎年の大体の推移を見ながら、大体このぐらいでできるんではなからうかということで予算設定、または補正等をお願いしているわけでございます。

したがいまして、今回のように、突発的に、経費といたしまして、約四百四、五十万の総経費かかるわけですが、そういったものが発生しますと、もう予算において、それだけの余裕を持った予算は編成できないのが現状でございます。

したがいまして、今回のような形の補正が発生してくるということになるわけでございます。

2点目につきまして、当然そういったこの周防大島町全域、30年、それ以上たった配水管と

申しますか、そういったものがございます。

しかし、その都度その箇所ということでは純粋に一般財源になりますので、計画的に当然、布設がえと申しますか、そういったものを計画していく必要があるのではなかろうかと。そうすれば、起債との対応も可能になってくると。そういう形で、現状で、じゃどっからどこまでが何年でということについて、すべてわかれば非常にいいわけですが、すべてがまだ把握できてないのが現状です。

その都度、その地域ごとの状況見ながら、例えば漏水事故が起こった場合、じゃこれに関連するのはいつごろその漏水事故と同じ箇所をやってるかとか、そういったことをもとに現在調査しているのが現状でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今回のこの修繕費ですけども、今、久賀地区はJAの前というふうにおっしゃってました。実際にはレストランはまの前の国道ですよ。

このわかったのが、いわゆる広域の方から漏水じゃないかと。えらい水が減りよるが漏水じゃないかということで、対処したというふう聞いてますけども、ですから先ほど、広田議員もおっしゃってましたけれども、やっぱり早目にきちっと実際にはどこを水道管が通ってるかわからんようなところもあるように聞いてますんで、やっぱり早目早目に対処して、余り、きちとん調査をやっぱりしとかんと、実際には土の中にあるわけですから、地下にあるわけですからどこが漏れとるか、なかなか見にくいとは思いますが、きちとやっぱり日ごろから調査をしとかなくしゃこういうふうになったときに、いわゆる工事費はもちろんかかるわけですが、それ以上に、今の広域にそれだけ要らん、結局、水を捨てたわけですから、その分は、そりゃ責任水量のうちで済んじょりゃいいですけども、それ以上にかかるとれば、またそれだけ水価にはね返ってくるわけですから、日ごろからやっぱりきちと調査をしとってやっていかなきゃいけないんじゃないかと思えますが。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今、御指摘ございました日常の調査ですけど、これ、御指摘のとおり、日々、やはり住民の皆さんの日々の生活に係ることでございますので、日々真摯に対応していくべきと考えておりまして、今後ともそういった形で進めてまいりたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第3号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第4号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第8．議案第5号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第5号周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第5号周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）でございますが、これの請負変更契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本案は昨年6月に井森工業・白木産業特定建設工事共同企業体と締結した周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負変更契約の締結に当たりまして、議決をお願いするものでございます。

変更の理由といたしましては、本工事におけます深層混合改良工事、要するに基礎工事でございますが、これの施工中におきまして、埋め立て土中のGL、要するに高さですが、4メートルから4.5メートルの付近におきまして、設計時には予測のできなかった自然石、転石です。大きな石ですが、これら等の集積、石がこう積み重なったわけですが、それらがありまして、

基礎工事の施工ができない部分が発生をいたしました。

そのため、改良増しぐい、要するににくい工事が施工できなくなるわけですから、それを改良し、さらにまた増しぐいを打つということでございまして、障害物の撤去をした後、再施工を行うということになりました。

そこで出てまいりました転石等の場所の掘り出しとか、移転とか、集積埋め立て処分とかいうことになりますが、そういう形の経費が増額いたしました。

また護岸中、組積部といいますか、護岸の後ろにあるんですが、その組積部と、それとが非常に基礎部分が近いと、近接しているということでございまして、護岸の……、どう言いますか、基礎、後ろの押さえと、建物の方の基礎が接近しておりまして、その改良体と護岸の接合部分からの土の流出を防ぐというふうな意味で、将来、そうしておけば将来の沈下を防げるということございまして、海床改良体の周囲に薬液を注入するという工事を行いました。

この結果、原契約3億4,965万円に792万7,500円を増額いたしまして、3億5,757万7,500円に変更契約を締結しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の議案は、原契約の変更ということになっておりますが、私自身、周防大島町東和庁舎及び星野記念館建設工事にかかわる元契約にも既に反対しております。

中で、今回、変更契約についても反対したいというふうに思いますが、実際的に今、これ予算の中でも実際的に元契約のときにも言ってきたんですが、地方自治体が実際的な特定の名を冠した実際的な記念館運営がどうなのかという点を、やっぱり再度検討する必要があるというふうに考えております。

と言いますのは、実際的に今、多くの地方自治体がいろんな建物をつくった中で、記念館的なものをつくった中で、多くの自治体が実態的には、困難に面しておるというのは客観的な事実なんです。

それを再度やっぱり考えていただきたいという立場からも討論しとかんにやいけんというふうに思います。

と言いますのは、今、御承知のようにいろいろ周防大島町内につくってきた一つ一つの物が、

実際的にお荷物施設になってきておるというもう一つの側面があります。

例えば、執行部みずから、旧大島町内にあった2つの施設はもう休止とは言いませんが、営業途中ちょっとストップしたいというふうな部門も出てきております。これも地方自治体が運営する一つの物であります。

実際的に今から先、また運営していく中で、その経費というものは、私はばかにならないというふうに考えます。それとあわせて、実際的に今から償還していくわけです。これもばかにならないというふうに考えております。

一方で、俗語で言いますと、旧東和町はいわゆる基金をたくさん持ってきたから、これは建設はやむを得なかったんだという俗人的な言い方もあります。しかし果たしてそうだろうかという点もあえて討論の中に入れたいというふうに思います。

と言いますのは、確かにそれを冠した基金、いわゆる庁舎建設基金なるものはあったかもわかりませんが、その他方、大きな起債残高もあるわけなんです。

その辺も加味してやっぱり再度検討していただきたかったというのが実態なんです。

やっぱり今、全国でもいわゆる見直し事業として、例えば、新市合併の前の建設計画、いわゆる新庁舎建設計画何かも、合併自治体は見直しをせざるを得ないというような事例もいっぱい全国では出ております。

やっぱりもう少し、考えていただきたかったというのが実態であります。

以上、明らかにしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に賛成討論はありますか。 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第5号周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成19年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同礼。

午前10時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 富田 安英

署名議員 木村 潔

